監查委員公表第 462 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年8月29日

 大分県監査委員
 阿
 南
 馨

 大分県監査委員
 姫
 野
 邦
 子

 大分県監査委員
 江
 藤
 清
 志

監査の概要

- 1 監査対象期間 平成19年度分
- 2 監査対象機関、監査実施日及び監査結果

監査対象機関	監査実施日	監 査 結 果
(総務部)		
日田県税事務所	平成 20 年 6月 18日	個人県民税徴収取扱費において、算定を誤り過
	平成 20 年 7月 3日	大に交付していた事例が認められた。
(土木建築部)		
臼杵土木事務所	平成 20 年 4月 15 日から	受託事業収入において、市の負担金に係る調定
	平成 20 年 4月 17 日まで	の遅延等、適正を欠く事例が認められた。
	平成 20 年 4 月 22 日	
日田土木事務所	平成 20 年 5月 19 日から	公用車の管理において、著しく適正を欠く事例
	平成 20 年 5月 21 日まで	が認められた。
	平成 20 年 5 月 27 日	
大分土木事務所	平成 20 年 5月 23 日から	急傾斜崩壊防止工事において、用地取得手続に
	平成 20 年 5 月 27 日まで	適正を欠く事例が認められた。
	平成 20 年 6 月 3 日	

(総務部)		
豊肥振興局	平成 20 年 5月 19 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 5 月 21 日まで	
	平成 20 年 5 月 26 日	
南部振興局	平成 20 年 5月 22 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 5月 26 日まで	
	平成 20 年 6 月 2 日	
西部振興局	平成 20 年 6月 10 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 6月 12 日まで	
	平成 20 年 7月 3日	
北部振興局	平成 20 年 6月 10 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 6月 12 日まで	
	平成 20 年 6月 18 日	

中部振興局	平成 20 年 6月 17 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 6月 19 日まで	
	平成 20 年 7月 2日	
中津県税事務所	平成 20 年 6 月 17 日	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 6 月 18 日	
別府県税事務所	平成 20 年 6 月 19 日	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 7月 4日	
佐伯県税事務所	平成 20 年 6 月 23 日	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 6 月 30 日	
豊後大野県税事	平成 20 年 6 月 24 日	特に指摘する事項を認めなかった。
務所	平成 20 年 6 月 30 日	
大分県税事務所	平成 20 年 6月 25 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 6月 26 日まで	
	平成 20 年 7月 2日	
(土木建築部)	,	
豊後高田土木事	平成 20 年 4月 15 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
務所	平成 20 年 4月 17 日まで	
	平成 20 年 4 月 23 日	
竹田土木事務所	平成 20 年 4月 15 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 4月 17 日まで	
	平成 20 年 5 月 12 日	
宇佐土木事務所	平成 20 年 4月 22 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 4月 24 日まで	
	平成 20 年 5 月 16 日	
豊後大野土木事	平成 20 年 4月 22 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
務所	平成 20 年 4月 24 日まで	
	平成 20 年 5 月 12 日	
玖珠土木事務所	平成 20 年 4月 22 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 4月 24 日まで	
	平成 20 年 5 月 27 日	
国東土木事務所	平成 20 年 5 月 13 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 5月 15 日まで	
	平成 20 年 5 月 19 日	
佐伯土木事務所	平成 20 年 5月13日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 5月 15 日まで	
	平成 20 年 6月 2日	
別府土木事務所	平成 20 年 5月13日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 5月 15 日まで	
	平成 20 年 6 月 3 日	

中津土木事務所	平成 20 年 5月 19 日から	特に指摘する事項を認めなかった。
	平成 20 年 5月 21 日まで	
	平成 20 年 6 月 5 日	

3 是正改善を要するその他の事項

監査の結果として、是正又は改善を要するものとして、次の事項等について関係機関を指導した。

- ・調定金額の誤り、調定の遅延等調定事務が適切でないもの
- ・現金の管理等、現金出納事務が適切でないもの
- ・督促状の発行が遅延しているもの
- ・諸手当の支給が誤っているもの
- ・補助金の支出及び交付決定事務等が適切でないもの
- ・設計積算、契約時期、契約内容、履行確認等の契約事務が適切でないもの
- ・財産及び物品の管理が適切でないもの
- ・公用車の事故等による損害が発生しているもの
- ・自家用車登録の添付書類に不備があったもの